



琴浦町助け合い交通支援事業

「乗りたい人」×「乗せてもいい人」=新しい交通

琴浦町は、地域交通の新しい仕組みづくりを応援します

- 公用車貸出事業
- 移動支援自動車保険料補助事業

対象となる団体（以下のすべてに該当）

- ✓ 助け合い交通（高齢者等の通院や買い物等の移動支援）に取り組む団体
- ✓ 団体としての規約を有し、登録会員数が5以上
- ✓ 道路運送法の一般旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送ではない

公用車貸出事業

貸出車両	事前に希望を聞き取りの上、町長が指定
移動範囲	町内（必要に応じて町外も認める）
貸出時間	閉庁日の午前8時30分～午後5時
貸出手続	7日前までに使用許可申請が必要です。
必要書類	団体規約および会員数が分かる書類 運転手の免許証の写し
事故対応	事故における損害賠償は、町の加入する自動車任意保険（全国自治協自動車損害共済）での対応になります。 保険で対応できない部分は使用者の負担になります。 保険内容は、車両により異なりますので貸出の際にご確認ください。
その他	公用車返却の際は、使用者で点検、清掃を行ってください。 災害など公用車を緊急に使用する場合があります。

移動支援自動車保険料補助事業

補助金の対象	移動支援に使用する車両に係る自動車任意保険料、申込み経費
補助率	10/10
補助金額	10万円まで
申請手続	補助金交付申請書の事前提出が必要です。
必要書類	自動車任意保険の契約書または申込書、契約金額が分かる書類
その他	補助金は概算払いが可能です。